

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。  
 ② 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の  B を送り、又は受けるための通信設備をいう。  
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び  C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	500万メガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	500万メガヘルツ	音響	無線設備の管理

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により  A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。  
 ② ①の規定に違反して無線設備を運用した者は、1年以下の懲役又は  B に処する。

A	B
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	50万円以下の罰金
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	100万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	50万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	100万円以下の罰金

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 変調度                      2 高調波の強度                      3 空中線電力の偏差                      4 信号対雑音比

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	<input type="text" value="A"/>	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 7 D	角度変調で位相変調	<input type="text" value="B"/>	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
F 2 C	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="C"/>

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>A</b></p> <p>1 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯</p> <p>2 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯</p> <p>3 振幅変調で低減搬送波による単側波帯</p> <p>4 振幅変調で低減搬送波による単側波帯</p> | <p><b>B</b></p> <p>デジタル信号である</p> <p>2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である</p> <p>2以上のチャンネルのもの</p> <p>デジタル信号である</p> <p>2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である</p> <p>2以上のチャンネルのもの</p> | <p><b>C</b></p> <p>ファクシミリ</p> <p>テレビジョン（映像に限る。）</p> <p>テレビジョン（映像に限る。）</p> <p>ファクシミリ</p> |
|---|---|---|

[5] 高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高圧電気とは、高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、2.5メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。

[6] 次の記述のうち、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の定義として正しいものはどれか。電波法（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。
- 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人から責任者として命ぜられた者をいう。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **A** を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 **B**、交通通信の確保又は  **C** のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	災害の救援	秩序の維持
2	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
4	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持

[8] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 **A**（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 **B** の罰金に処する。
- ③  **C** がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	特定の相手方に対して行われる無線通信	6月以下の懲役又は30万円以下	無線従事者
2	特定の相手方に対して行われる無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下	無線通信の業務に従事する者
3	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下	無線従事者
4	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	6月以下の懲役又は30万円以下	無線通信の業務に従事する者

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して  **A** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に  **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに  **C** しなければならない。

	A	B	C
1	臨時に	職員を派遣し、無線設備を検査	その無線局に対してその旨を通知
2	3箇月以内の期間を定めて	職員を派遣し、無線設備を検査	①の停止を解除
3	3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	その無線局に対してその旨を通知
4	臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により識別信号、、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (4)  の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (5) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	6箇月	周波数	電波の発射
3	3箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
4	3箇月	周波数	無線局の運用

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月間の無線通信の業務に従事することを停止
- 3 期間を定めて無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[12] 次に掲げる書類のうち、固定局に備え付けておかなければならないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状の訂正及び再交付の申請書の写し
- 2 無線設備の取扱説明書
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（注）

注 再免許を受けた無線局にあっては、最近の再免許の申請に係るもの及び無線局免許手続規則第18条の2の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し